

平成25年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金
〔地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業〕に係るFAQ

<公募申請>

質問No.	Q	A
1	固定価格買取制度で設備認定を受け、さらに本補助金でも補助対象となるのか？	なりません。 本補助金は、「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けない再生可能エネルギー発電システムのみを補助対象としています。
2	本補助金を受けた後に固定価格買取制度の設備認定を受けられる事ができるか？	固定価格買取制度の設備認定を受ける場合には、本補助金の交付決定取り消しとなり、補助金の全額に加え、年利10.95%の割合で計算した加算金と併せて返還となります。
3	休日等に発電した余剰電力を売電することはできないか？	電力会社と個別に協議の上、相対契約による売電は可能です。
4	発電装置の設置場所が複数ある場合は纏めて申請することができるか？	設置場所において電力会社と新規に契約する場合、また既に契約している場合には、対応する電力契約の数だけ申請が必要です。発電設備を複数設置する場合でも、電力契約が1契約の場合は1件の申請となります。
5	「電力会社との協議が整っていることを確認できる資料」とはどんな資料を提出すればいいか？	電力会社との連系協議議事録、系統連系の承認通知等の提出が必要です。
6	売電を目的とした事業は補助対象になるか？	売電目的の場合は、補助対象外となります。
7	同一事業者が異なる複数のエネルギー種(ex.太陽光発電とバイオマス発電等)で申請をする事は可能か？	可能です。その場合は、エネルギー種別にそれぞれ申請書の提出が必要となります。
8	設備導入場所が同一敷地でなく、複数の場所で事業を実施する場合、申請はどうすればよいか？	設備導入場所毎に申請が必要となります。その場合、各導入場所において規模要件を満たす必要がありますのでご注意ください。
9	技術的な事がわからないので、メーカーに代行申請してもらっても良いか。	代理・代行申請は受け付けておりません。申請者に属する担当者本人が事業をしっかりと把握し、申請をする必要があります。
10	複数年事業で、初年度に費用が発生しない場合も申請できるのか？	補助対象経費が発生しない年度のある申請は認められません。各年度に必ず経費が発生し、成果が得られ、支払が完了するように計画してください。
11	複数年事業で交付決定された場合、2年目以降は、どのような手続きが必要になるのか？	年度毎に交付決定を行います。その為、2年目以降も、公募期間中に補助金交付申請書を提出していただき、協議会の採択審査を受ける必要があります。 尚、3月中は補助事業をすすめる事(工事、契約等を含む)ができませんのでご注意ください。
12	太陽光発電等はH26年2月末迄に完成するが、社屋や工場等の建屋工事が翌年度(例えばH26年5月に竣工)に完了する場合、1カ年事業の申請でいいか？	補助事業で設置する設備の稼働確認は、完成した建屋で行う必要があります。この場合は、2カ年事業とし、1年目は設備設置、2年目は試運転調整等の計画とする必要があります。
13	申請書は、申込順で採択されるのか？	申込順ではありません。公募期間中に受付けた申請案件について全て審査します。詳しくは、公募要領の”5. 審査”の項目を参照下さい。
14	申請し、交付要件を全て満たしていれば、必ず採択されるのか？	予算上の制約があるため、例え交付要件を全て満たしていても、必ず採択されるとは限りません。

<社会システム枠>

質問No.	Q	A
15	社会システム枠において、地方自治体の役割が普及啓発のみであっても、認められるのか？	公募要領の”1. 9 交付要件”に記載してあり、地方自治体から財政支援を受けること等も必要となります。
16	社会システム枠の交付要件の1つである「財政支援」とは、何をもちて確認資料とするのか？	交付決定後に付与される”新たな”「財政支援」があることを確認出来る(民間企業と地方公共団体との取り交わした)契約書等が考えられます。

<防災拠点用蓄電池提供枠>

質問No.	Q	A
17	防災拠点用蓄電池提供枠に申請する事業者は”蓄電池による電力供給に関する協定書”を電力供給予定の施設管理者等と締結する必要があるが、施設管理者等にも何らかの義務は発生するのか？	当該補助事業の施設管理者等としての義務は発生しません。ただし、交付要件に記載してあるとおり、防災拠点用蓄電池提供枠への申請者が、交付決定後、補助金支払までの間に協定書の写しを協議会に提出しなかった場合は、交付決定の取り消しとなります。
18	蓄電池の電力はいつまで提供するのか？	財産処分制限期間中は、蓄電池による電力供給する義務が生じます。また、「協定書」にもその期間を明記してください。
19	蓄電池の電力を提供する施設が防災拠点から外された場合、どうすればよいか？	速やかに新たな蓄電池の供給先との協定書を締結し、その協定書の写しを協議会に提出してください。
20	防災拠点への蓄電池電力の提供手段は補助対象になるか？	防災拠点への蓄電池電力の提供手段は補助対象にはなりません。蓄電池の供給のために必要な蓄電池の運搬費、防災拠点設備への電力供給のための接続に要する工事費、接続のために必要な材料費等の負担については、施設管理者等と事業者が協議のうえ決定してください。
21	”災害時における蓄電池による電力供給に関する協定書”の内容はどのようにすればいいのか？	公募要領に協定書案を掲載しているので、活用してください。

<補助金予算>

質問No.	Q	A
22	本年度の事業予算額は「地域」と「事業者」で合わせて約30億円との事だが、「地域」と「事業者」で配分は決められているか？	特に決まっていません。
23	補助金額に上限、下限はあるか？	申請1件あたり、原則として年間4,000万円が上限(蓄電池を付帯する場合は年間6,000万円が上限)となります。下限はありません。ただし、蓄電池を付帯する場合でも、発電設備の上限は4,000万円を超えることはできません。

<蓄電池>

質問No.	Q	A
24	蓄電池を設置した場合の補助率はどうなるか？	補助率は蓄電池の設置の有無に関わらず、補助対象経費の1/2以内となります。ただし、太陽光発電、風力発電については、別途上限等が定められているため、公募要領を参照下さい。
25	系統電力を蓄電するシステムは、補助対象となるか？	補助対象外となります。再生可能エネルギー発電システム(太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電)により発電した電気を蓄電する蓄電池のみが補助対象となります。

<対象経費>

質問No.	Q	A
26	太陽光パネルの支柱は補助対象経費に含まれるか？	太陽光パネルの設置に必要な最低限の機械基礎や支柱の設置工事は補助対象となります。パネル設置のための建物等の補強工事は補助対象外となります。
27	太陽光パネルを地面に設置することを考えているが、架台基礎の補助対象範囲を教えてください。	補助対象となる基礎は、置基礎、下駄基礎等の簡易的なものになります。過剰な基礎は補助対象外となりますので、具体的に合った段階でお問合せ下さい。
28	設置工事に必要な足場費や安全対策費等は対象経費に含まれるか？	法令(労働安全衛生規則等)により、工事の際に設置が義務付けられている経費(仮設足場や安全対策費等)は工事の必要経費として工事費に含まれます。
29	配線を地中に埋設する費用は補助対象経費となるか？	埋設が必要な理由を論理的に説明できる場合に限り、補助対象となる可能性があります。原則、必要最低限のものしか補助対象とはならないのでご注意ください。
30	既に行っている実施設計費用も補助対象となるか？	交付決定前に発注した費用は、補助対象外となります。

31	補助対象外の基礎工事等は、交付決定前でも着手しても構わないか？	補助対象外の工事であれば構いません。但し、実施計画書には補助対象外も含めた事業全体が判るようにして下さい。
32	リプレースを考えているが、既存構築物の撤去費、処分費、レッカー費等は、補助対象経費となるのか？	既存構築物の撤去に係る費用は補助対象外となります。
33	利用状況報告書のための計測装置は補助対象になるのか？	補助対象になります。ただし、過剰な設備は認められませんので注意が必要です。 なお、利用状況報告として提出頂くデータ項目は、公募要領の”4. 12 利用状況等の報告について”を参照下さい。
34	バイオマス発電のバイオマス原料が15年間安定的に供給を受けることが必要であるが、何らかの要因で供給を受けることが不可能になった場合はどうすれば良いのか？	バイオマス原料が供給を受けられなくなり、発電設備停止に至る前に、別の供給先を選定し、15年の残りの期間の供給を安定して受けられるような契約を締結してください。それでも供給不可だと判断される場合は事前にご相談ください。
35	普及啓発事業とはどのようなことをすればよいか？	HPやパネルでのシステムの紹介、パンフレットの作成、説明会、見学会等の開催等が挙げられます。 普及啓発事業の実施時期としては機器の設置後、1年以内を目処として下さい。

<補助事業内容>

質問No.	Q	A
36	交付決定後から事業開始とあるが、交付決定前に見積依頼や競争入札に着手してはいけないか？	原則、交付決定日以降の開始となりますが、発注を伴わない参考見積や競争入札の準備等は可能です。ただし、その場合も交付決定後に見積依頼をおこなっていただく必要があります。
37	競争入札又は3社以上の見積もり合わせを行なった結果、1社辞退して2社になった場合、その2社の内から決定してもよいか？	原則3社以上の見積もり合わせが必要ですので、見積もり辞退を除いて3社以上の中から決定して下さい。
38	工事の遅延等で平成25年2月末までに実績報告書が提出できない場合はどうすればいいか？	原則、平成26年2月末までに提出してください。なお、事業の進捗途中で事業者の責によらない遅延等が発生した場合は、当協議会にすみやかにご相談していただき、遅延報告手続など、当協議会からの指示に従って下さい。こうした手続を行わなかった場合には、補助金をお支払いすることができなくなります。
39	工事等を契約する際、補助対象部分だけで必ず契約しなくてはならないのか？	補助対象部分を別にして契約するのが望ましいです。補助対象外部分を含む一括契約とする場合は、補助対象外と補助対象の金額、及びその範囲が明確にわかるように内訳を工夫する等して下さい。
40	申請した事業が交付決定された後に計画変更することは問題ないか？	計画変更を行う場合、合理的な理由が必要となります。協議会から計画変更の承認を受けた後、変更(含む、変更契約)等を行ってください。
41	実績報告書の提出が、事業完了後30日以内、或いは2月末日のいずれか早い方となっているが、2月末日に工事が完了した場合はどうするのか？	2月末日までに実績報告書が提出できるように工事・検収・支払いを完了させる必要があります。複数年事業でも、2月末日までには、当該年度の実績報告書を提出する必要があります。

<その他>

質問No.	Q	A
42	設備完了後、4年間の利用状況報告が完了した後に固定価格買取制度の認定を受けて売電してもよいか？	財産処分制限期間内は固定価格買取制度の認定を受けて売電をする事はできません。このため、当該期間内に当該認定を受けた場合、本補助金の交付決定取り消しとなり、補助金の全額に加え、年利10.95%の割合で計算した加算金と併せて返還となります。